

# 山形県沖を震源とする地震による農林水産関係被害への支援対策について

令和元年7月9日  
農 林 水 産 省

今般の山形県沖を震源とする地震により、山形県及び新潟県の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の対策を講ずる。

## 1 災害復旧事業等の促進

山形県鶴岡市小波渡漁港ほかの漁港施設や農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

## 2 漁港施設・共同利用施設等の早期復旧等の支援

- (1) 被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、岸壁等の耐震化や高潮・高波対策に対して支援。
- (2) 被災した共同利用施設の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。

## 3 共済金の早期支払や営農再開支援

- (1) 農業共済、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 被災により、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）及び畑作物の直接支払交付金（ゲタの面積払）の対象作物について本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、それぞれ交付金の対象になることを周知。
- (3) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。

## 4 災害関連資金の措置

被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるように、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援。

## 5 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。

- (2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧を進めるとともに、水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。
- (3) 被災地域において、農地等の復旧を進めるとともに、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

## 6 山林の早期復旧等の支援

治山事業や森林整備事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の危険性が高い地区等における治山施設の設置等の実施を支援。

# 山形県沖を震源とする地震による 農林水産関係被害への支援対策につ いて

## 参考資料

令和元年7月9日

# 災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

## 1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

## 2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

## 3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

## 4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。（過去5カ年の実績をみると、農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ）

## 5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

## 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

### 対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

### <背景／課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

### 政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

### <主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1) 対象となる施設の所有者  
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2) 対象となる施設  
農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設  
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2 / 10	
激甚災害	告示地域*	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域  
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

- (4) 補助対象額  
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。  
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

〔 補助率：9 / 10、5 / 10、4 / 10、3 / 10、2 / 10  
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等 〕

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2142）]

# 治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

## 1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

## 2 事業主体

都道府県

(市町村)

## 3 補助率

2 / 3

(6.5 / 10)

## 4 採択限度額

1か所の工事の費用が120万円以上のもの

(1か所の工事の費用が40万円以上のもの)

## 5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、( )書は暫定法に基づくもの。

② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。

# 災害関連緊急治山事業

## 1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

## 2 採択基準

次のいずれかに該当し、1か所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。  
など。

## 3 事業主体

都道府県

## 4 補助率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

# 林道施設災害復旧事業

## 1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

## 2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

## 3 採択基準

1箇所工事の費用が40万円以上のもの

## 4 補助率

### (1) 基本補助率

① 奥地幹線林道(幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上)

6.5/10

② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)

5.0/10

### (2) 高率補助

① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

①②適用の場合 概ね8割

①②+③適用の場合 概ね9割

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)



## 公共土木施設災害復旧事業（漁港）

### 1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的とする。

### 2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

#### 【対象施設】

- 防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 堤防、護岸等の海岸保全施設

### 3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

### 4. 国庫負担率

- 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の標準税収入によって決定。標準は2/3（北海道、離島、奄美、沖縄は4/5）。
- 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げされる。

### 5. 主な採択要件

- 1件あたり都道府県120万円以上、市町村60万円以上
- 最大風速15m以上の風、最大24時間雨量80mm以上の降雨などにより発生した災害であること。

### 6. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（03-3502-5638）

## 水産基盤整備事業（公共）

### 対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策など、安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

### <背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出の拡大を図るため、水産物流通の集約・強化や衛生管理対策、海域の生産力の底上げを目指した水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など、大規模自然災害に備えた防災・減災対策を計画的に推進することが必要です。

### 政策目標

- 流通拠点漁港における水産物の品質向上や出荷安定の推進  
（水産物取扱量のおおむね50%について新たな品質向上等の取組を実施（平成33年度））
- 流通・輸出拠点漁港のうち、新たに輸出を拡大させる漁港の増加  
（おおむね60漁港で数量、魚種、輸出先国を拡大（平成33年度））
- 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産  
（おおむね8万トンの増産（平成33年度））
- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の増加  
（おおむね30%の漁港において早期回復体制を構築（平成33年度））

### <主な内容>

#### 1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

国内市場における競争力強化及び国産水産物の輸出促進を図るため、流通拠点となる漁港の集出荷機能の集約・強化対策や衛生管理対策、増養殖場等の生産機能の強化対策を推進します。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します。

#### 2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進します。

また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図ります。

〔 国費率：1／2等  
事業実施主体：地方公共団体等 〕

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

## 農山漁村地域整備交付金（公共）

### 対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、**生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要**です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、**防災・減災対策を推進**することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、**強い農林水産業のための基盤づくりを推進**する必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進（令和5年度まで）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m<sup>3</sup>に増加するよう林道等の路網整備を推進（令和7年度まで）
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進（令和2年度まで）

### <主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の实情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、**農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。  
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。  
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等  
森林分野：予防治山、路網整備等  
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等※
3. 国から都道府県に交付金を交付し、**都道府県は自らの裁量により地区毎に配分**できます。また、**都道府県の裁量で地区間の融通が可能**です。  
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等  
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：  
農業農村分野に関すること  
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)  
森林分野に関すること  
林野庁計画課 (03-3501-3842)  
水産分野に関すること  
水産庁防災漁村課※ (03-3502-5304)※

※下線部分が支援対策の対象。

## 浜の活力再生・成長促進交付金 (山形県沖を震源とする地震被災施設整備等対策)

### 対策のポイント

- 山形県沖を震源とする地震の被害を受けた地域に対し、共同利用施設の再建・修繕等を支援します。

### <背景／課題>

- ・山形県沖を震源とする地震の影響により、共同利用施設に大きな被害が発生しています。
- ・被災地域における水産業の速やかな復旧が図られるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

### 政策目標

被災地域における漁業生産の回復を目指す（漁業生産が被災前に比べて概ね同程度以上に回復すること）

### <主な内容>

山形県沖を震源とする地震の被害を受けた地域における漁業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の再建・修繕について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用も特例的に支援します。

（ 交付率：県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）  
事業実施主体：県、市町村、水産業協同組合等 ）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2391）]

## 山形県沖を震源とする地震により、 本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない農家の皆様へ

令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震により、栽培の継続を断念せざるを得ない場合、以下の支援の対象となります。

### 災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策

品目 (例)	(注1) 農業共済	(注2) 水田活用の 直接支払交付金 (水田のみ)	(注3) 畑作物の 直接支払交付金
米 (主食用米)	○	○	○
米 (非主食用米)	○	+ (飼料用米:5.5万円/10a) (米粉用米:5.5万円/10a) (加工用米:2.0万円/10a)	○
麦・大豆	○	+ ○ (3.5万円/10a)	+ ○ (面積払:2.0万円/10a)
そば	○	+ ○ (2万円/10a) (注4)	+ ○ (面積払:1.3万円/10a)
飼料作物	○	○ (3.5万円/10a)	○

(注) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間(移植期又は発芽期から収穫まで)にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。

※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。

2 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。

※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

3 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです(そばの面積払の単価は1.3万円/10aです。)

4 都道府県に産地交付金として追加配分されるものであり、県設定によっては、異なる単価が設定されている場合があります。

#### 【農林水産省担当課】

##### ● 農業共済

経営局保険監理官      03-3502-7380

##### ● 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金

北海道農政事務所担い手育成課	011-330-8809	近畿農政局経営政策調整官	075-366-0117
東北農政局経営政策調整官	022-722-7337	中国四国農政局経営政策調整官	086-230-4256
関東農政局経営政策調整官	048-740-0098	九州農政局経営政策調整官	096-300-6292
北陸農政局経営政策調整官	076-232-4133	沖縄総合事務局経営課	098-866-1628
東海農政局経営政策調整官	052-223-4626		

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお問い合わせください。

## 農業経営者サポート事業 (山形県沖を震源とする地震被害支援対策)

### 対策のポイント

専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施します。

#### 1. 事業内容

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施します。

また、被災農業者の求めに応じて重点指導農業者に設定した上で、都道府県外の専門家も含めて、被災農業者に寄り添って経営再開に向けた要望等を聞き取る者を被災農業者や被災地域が置かれている状況に配慮しながら登録、派遣できるよう支援します。

#### 2. 事業主体

民間団体等

#### 3. 補助率

定額

#### 4. お問い合わせ先

経営局経営政策課 (03-6744-2143)

## 農林漁業セーフティネット資金の概要

### 【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

### 1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 集落営農組織
  - (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
  - (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

### 2. 借入条件

#### (1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
  - (※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
  - ② ①以外の場合：600 万

(3) 借入金利：0.16%（令和元年6月19日現在）

(4) 償還期限：10年以内（うち据置期間3年以内）

### 3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

### 4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

### 5. 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

## 多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

### 対策のポイント

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、山形県沖を震源とする地震の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

#### 1. 事業内容

##### 被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

山形県沖を震源とする地震の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

#### 2. 事業主体

農業者等の組織する団体

#### 3. 補助率

定額

#### 4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2447）



**農村地域防災減災事業（公共）**  
**農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）**

対策のポイント

山形県沖を震源とする地震の被災地域において、農業水利施設等の水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策を支援します。

## 1. 事業内容

### ① 農村地域防災減災事業（公共）

農村地域の防災・減災にかかる計画の策定と農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池の整備、湛水防除等）を実施

### ② 農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

農業水利施設の老朽化に対応した長寿命化を図るほか、ゲート自動化などの省力化、①の事業対象とならない小規模な農業水利施設等での防災減災対策を機動的に実施

## 2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

## 3. 補助率

定額、1 / 2 等

## 4. 実施要件

### ①の事業

ため池整備は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上、湛水防除は受益面積30ha以上かつ総事業費5,000万円以上 等

### ②の事業

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内（ハード対策） 等

## 5. お問い合わせ先

①の事業農村振興局防災課（03-6744-2210）

②の事業農村振興局水資源課（03-3502-6246）

## 農地耕作条件改善事業

### 対策のポイント

山形県沖を震源とする地震の被災地域において、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

### 1. 事業内容

山形県沖を震源とする地震の被災地域において、以下の取組を支援します。

#### (1) 地域内農地集積型

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理、水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援 等
- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

#### (2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要  
な支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の  
取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握  
技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

#### (3) 農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担  
の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。「地域内農地集積型」の定率助成の  
事業内容を対象としますが、単独実施は、区画整理、暗渠排水及び農地造成のみ可能です。

- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、  
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等
- 集積推進費：農家負担の軽減を図るための推進費を交付  
(ハード整備費の最大5.0% (補助率1/2、補助残は地方公共団体))

### 2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人 等

### 3. 補助率 定額、1/2 等

### 4. お問い合わせ先 農村振興局整備部農地資源課 (03-6744-2208)

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

### 対策のポイント

山形県沖を震源とする地震により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援します。

#### 1. 事業内容

##### 被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

山形県沖を震源とする地震により鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

#### 2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

#### 3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

#### 4. お問い合わせ先

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

## 治山事業（公共）

### 対策のポイント

山形県沖を震源とする地震により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

#### 1. 事業内容

山形県沖を震源とする地震により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

#### 2. 事業主体

国、都道府県

#### 3. 国費率

10/10、1/2等

#### 4. お問い合わせ先

林野庁治山課（03-6744-2308）

## 森林整備事業（公共）

### 対策のポイント

山形県沖を震源とする地震により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧等を支援します。

#### 1. 事業内容

山形県沖を震源とする地震により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、これと一体的に行う森林作業道の復旧・改良事業等を支援します。

#### 2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

#### 3. 補助率

3 / 10 等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065）]